

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 旧東地域

(1) 現況

本地域は、吾妻川沿いの平坦地から榛名山北麓の中山間地であり、水稻の他、花卉類の生産が行われている。豊富な水資源を農業用水等により効率的に利活用しているだけでなく、一部地域は県の最高級ニジマスのギンヒカリの養魚やホタルをはじめとする様々な生物の生息地ともなっている。

この従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの環境に配慮した持続性の高い農業の推進をするため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

また、農業者の高齢化・減少に伴い集落機能が低下しているとともに、イノシシ等による農作物被害も拡大し農業生産の活動や多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動、また環境に配慮した農業生産活動等を推進することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 旧太田地域

(1) 現況

本地域は、吾妻川沿いの平坦地から榛名山北麓の中山間地であり、水稻の他、こんにゃく、花卉類の生産が行われている。区画整理済み地区と開拓地を除いては、圃場は小さく不整形であるため規模拡大を進める上で支障をきたしている。

この従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの環境に配慮した持続性の高い農業の推進をするため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

また、農業者の高齢化・減少に伴い集落機能が低下しているとともに、イノシシ等による農作物被害も拡大し農業生産の活動や多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動、また環境に配慮した農業生産活動等を推進することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 旧原町地域

(1) 現況

本地域は、吾妻川両岸にある都市計画用途地域の平坦地から南は榛名山、北は薬師岳に広がる中山間地であり主に水稻の他、こんにゃく等の栽培が行われている。

この従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの環境に配慮した持続性の高い農業の推進をするため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

区画整理済み地区と開拓地を除いては、圃場は小さく不整形であるため規模拡大を進める上で支障をきたしている。また、農業者の高齢化・減少に伴い集落機能が低下しているとともに、イノシシ等による農作物被害も拡大し農業生産の活動や多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動、また環境に配慮した農業生産活動等を推進することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 旧岩島地域

(1) 現況

本地域は、吾妻川両岸の急緩傾斜地域に位置する中山間地であり、こんにゃくや果樹、畜産を始めとする多種多様な農業生産活動が展開されている。

この従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの環境に配慮した持続性の高い農業の推進をするため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

区画整理済み地区と開拓地を除いては、圃場は小さく不整形であるため規模拡大を進める上で支障をきたしている。また、農業者の高齢化・減少に伴い集落機能が低下しているとともに、イノシシ等による農作物被害も拡大し農業生産の活動や多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動、また環境に配慮した農業生産活動等を推進

することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5 旧坂上地域

(1) 現況

本地域は、温川及び見城川、今川沿いの傾斜地に農地が広がり、水稻の他、こんにゃく、花卉類、畜産を始めとする多種多様な農業生産活動が展開されており、一部地域においては「さくや姫」の名前を冠したブランド米も生産されている。

この従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの環境に配慮した持続性の高い農業の推進をするため、農業者や地域住民だけでなく、地域外も含め幅広く参画した活動を普及することが必要である。

また、農業者の高齢化・減少に伴い集落機能が低下しているとともに、イノシシ等による農作物被害も拡大し農業生産の活動や多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動、また環境に配慮した農業生産活動等を推進することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	岡崎区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	箱島区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	五町田区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	奥田区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	新巻区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	岩井区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	植栗区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	小泉区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	泉沢区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	原町区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	川戸区域	法第3条第3項第1号、3号に掲げる事業
	金井区域	法第3条第3項第1号、3号に掲げる事業
	郷原区域	法第3条第3項第1号、3号に掲げる事業

	矢倉区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	岩下区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	松谷区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	三島区域	法第3条第3項第1号、3号に掲げる事業
	厚田区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	大戸区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	萩生区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	本宿区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	須賀尾区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業
	大柏木区域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施していくものとする。

また法3条第3項第2号、第3号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し効果的な推進ができるように、推進組織を活用できるものとする。

法第3条第3項第2号事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。